

屋久島環境文化財団支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋久島環境文化村構想に基づく自然と共生する地域づくりを推進するため、その必要経費を支援することにより、地域活性化を図ることを目的とする。

(支援の対象)

第2条 この事業の支援対象者は、次のいずれかに該当する事業で、屋久島環境文化財団理事長（以下、「理事長」という。）が支援の必要があると認めたものとする。

(1) 環境文化芸術事業

- ① 各集落に伝わる伝統芸能の保存・継承活動
- ② 町内における優れた芸術文化活動を広く紹介するための事業

(2) 地域づくり事業

- ① 町が主催するイベントもしくは実行委員会組織で実施するイベント
- ② 町が共催者となって実施するイベント
- ③ 国、県、町が関係する屋久島で開催される全国会議・全国大会等
- ④ NPO法人や青年団等が行う地域づくり活動

(3) 環境ボランティア事業

屋久島内に在するボランティア団体、グループ等が行う活動

- ① 環境保全活動事業
- ② 環境保全の意識啓発のための調査学習等で、屋久島の環境保全のために効果が期待できる事業。

(4) 新特産品開発事業

- ① 町内で新商品の開発等に関する研究や活動
- ② ①を行う者が、島外で開催される特産品販売イベントへの参加活動

(支援対象経費)

第3条 この事業による支援の対象となる経費は、会議費、旅費、講師謝金、消耗品費及びその他特に必要と認められる経費とする。

2 団体等の管理・運営費は支援の対象としない。ただし、事業を行うにあたり、理事長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(支援額)

第4条 支援限度額は、別表1のとおりとする。

ただし、理事長が限度額の変更の必要があると認める場合にはこの限りではない。

(申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、屋久島環境文化財団支援事業支援金交付申請書（別記第1号様式）に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(決定及び却下通知)

第6条 理事長は前条の申請を受けたときは、その必要性を検討して支援の要否を決定し、屋久島環境文化財団支援事業支援金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

(変更申請)

第7条 前条の決定通知を受けた者(以下、「支援決定者」という。)は事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)し、又は中止しようとするときは、屋久島環境文化財団支援事業支援金変更交付申請書(別記第3号様式)により理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の提出があった場合は、申請内容を検討し、屋久島環境文化財団支援事業支援金変更交付決定(却下)通知書(別記第4号様式)により支援決定者に通知する。

(実績報告)

第8条 支援決定者は、事業が完了したときは、屋久島環境文化財団支援事業支援金実績報告書(別記第5号様式)に掲げる書類を添えて、すみやかに理事長に報告しなければならない。

(確定通知)

第9条 理事長は、前条の実績報告があったときはすみやかに書類等の検査を行い、支援額を確定し、屋久島環境文化財団支援事業支援金確定通知書(別記第6号様式)により支援決定者に通知する。

(支援金の交付)

第10条 確定の通知を受けた支援決定者は、屋久島環境文化財団支援事業支援金請求書(別記第7号様式)により理事長に支援金を請求するものとする。

2 理事長は、特に必要と認めるときは、支援金の決定額の範囲内において、概算払いすることができる。

3 前項の規定による概算払いを受けようとする支援決定者は、屋久島環境文化財団支援事業支援金概算払申請書(別記第8号様式)及び屋久島環境文化財団支援事業支援金概算払請求書(別記第9号様式)を理事長に提出しなければならない。

(支援決定の取消し)

第11条 理事長は支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な行為により支援の決定を受けたとき。
- (2) 支援金をこの事業の目的以外のことに使用したとき。
- (3) 支援の決定を受けた後、事業の遂行が困難であると理事長が認めたとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

2 理事長は、前項各号により支援金の決定を取り消した場合において、既に支援決定者が支援金の交付を受けているときは、支援決定者に対し、支援金を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表1)

(単位：円)

| | 事業名 | 限度額 | 備考 |
|---|----------------|----------|----|
| 1 | 環境文化芸術事業 | | |
| | 集落に伝わる伝統芸能保存事業 | ¥70,000 | |
| 2 | 地域づくり事業 | | |
| | 地域活性化枠 | ¥100,000 | |
| | イベント枠 | ¥50,000 | |
| 3 | 環境ボランティア事業 | ¥50,000 | |
| 4 | 新特産品開発事業 | | |
| | 新特産品開発 | ¥100,000 | |